

平成26年度奈良県サービス管理責任者等研修実施要領

1 目的

障害者総合支援法及び児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成を図ります。

2 実施主体

奈良県

3 受講対象者

- (1) サービス管理責任者研修 (共通講義1日 演習2日 全3日間)
【介護分野、地域生活(身体)分野、地域生活(知的・精神)分野、就労分野】

- ①サービス管理責任者として配置される予定の方
 ②サービス管理責任者等研修を受講していないが、経過措置によりサービス管理責任者として配置されている方

- (2) 児童発達支援管理責任者研修【児童分野】 (共通講義1日 演習2日 全3日間)

- ①児童発達管理責任者として配置される予定の方
 ②児童発達支援管理責任者研修を受講していないが、経過措置により児童発達支援管理責任者として配置されている方。

- (3) 共通講義のみの受講 (全1日間)

平成23年度以前にサービス管理責任者研修の児童分野を修了した方で、共通講座のみの受講を希望される方

※居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、重度障害者等包括支援については、サービス管理責任者の配置が必要ないため、該当しません

**※ 上記(1)②、(2)②に該当している方は、研修受講の経過措置が終了した時点で研修を修了していない場合、人員基準を満たしていないことになります。
 必ず経過措置期間内に研修を修了してください。
 経過措置については【別紙参考資料3】をご確認ください。**

4 研修内容

- (1) 分野別講義及び演習

分野別に実施する講義及び演習は、障害福祉サービス事業を次表に定める分野に分類して実施します。

	分野	サービス種類
第1分野	介護	療養介護、生活介護
第2分野	地域生活(身体)	自立訓練(機能訓練)
第3分野	地域生活(知的・精神)	自立訓練(生活訓練)、共同生活援助
第4分野	就労	就労移行支援、就労継続支援A型、B型
第5分野	児童(児童発達支援管理責任者研修)	児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障害児入所施設

(2) 研修日程

※介護分野、就労分野のA・B日程はそれぞれ同じ内容です。日程は事務局で決定し、受講決定通知でお知らせします。日時の指定はできませんのでご了承ください。

※共通講義と各分野別講義を一体的にとらえてカリキュラムを検討していますので、過去にサービス管理責任者研修を受講済みで、新たな分野の研修を受講される場合、共通講義も合わせて受講の必要があります。

※実施時間は予定です。当日のプログラムによって開始・終了時間が変更になる場合があります。詳細は受講決定通知をご覧ください。

			サービス管理責任者研修				児童発達支援管理責任者研修
分野			1介護	2地域生活(身体)	3地域生活(知的精神)	4就労	5児童
定員			AB日程各50名	5名	50名	AB日程各50名	50名
サービス			療養介護 生活介護	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練) 共同生活援助	就労移行支援 就労継続支援	児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援 障害児入所施設
共通講義	AB日程共通	第1日目	平成27年1月20日(火) 10:00~17:30 奈良県社会福祉総合センター				
分野別講義・演習	A日程	第2日目	平成27年 1月29日(木) 9:30~17:40 奈良県文化会館	平成27年 2月5日(木) 9:30~17:40 奈良県障害者総合支援センター	平成27年 1月26日(月) 9:30~17:40 奈良県社会福祉総合センター	平成27年 2月19日(木) 9:30~17:40 奈良県社会福祉総合センター	平成27年 2月16日(月) 9:30~17:40 奈良県社会福祉総合センター
		第3日目	平成27年 1月30日(金) 9:00~16:15 奈良県文化会館	平成27年 2月6日(金) 9:00~16:15 奈良県障害者総合支援センター	平成27年 1月27日(火) 9:00~16:15 奈良県社会福祉総合センター	平成27年 2月20日(金) 9:00~16:15 奈良県社会福祉総合センター	平成27年 2月17日(火) 9:00~16:15 奈良県社会福祉総合センター
分野別講義・演習	B日程	第2日目	平成27年 2月12日(木) 9:30~17:40 奈良県文化会館	/	/	平成27年 2月26日(木) 9:30~17:40 奈良県社会福祉総合センター	/
		第3日目	平成27年 2月13日(金) 9:00~16:15 奈良県文化会館			平成27年 2月27日(金) 9:00~16:15 奈良県社会福祉総合センター	

(会場)

- ・奈良県社会福祉総合センター (橿原市大久保町321-11 / 近鉄畝傍御陵前駅より徒歩3分)
- ・奈良県文化会館 (奈良市登大路町6-2 / 近鉄奈良駅より徒歩5分)
- ・奈良県障害者総合支援センター (磯城郡田原本町大字722番地 / 近鉄笠縫駅より徒歩20分)

5 受講の申し込み

下記（１）または（２）の書類に必要事項を記入のうえ**郵送**でお申し込みください。

【郵送先】

〒630-8501 奈良市登大路町 30

奈良県庁 障害福祉課 自立支援係 原背 宛

※「サービス管理責任者研修 申込み」または

「児童発達支援管理責任者研修 申込み」と記載してください。

申込み〆切 平成26年11月28日（金）（必着）

※申込期日以後に届いた申込書については受講申込を受理できませんのでご注意ください。

（１）サービス管理責任者研修・児童発達支援管理責任者研修受講（全日程3日間）の方

◆必要書類（以下のA～Cを必ず提出）

A：受講者申込書（別紙2 I または別紙2 II）

（別紙2 I：指定障害福祉サービス等事業所用）

（別紙2 II：基準該当障害福祉サービス等事業者用）

※必要事項を記入のうえ、必ず設置主体（法人）の代表者から推薦を受けてください。

B：平成26年度奈良県サービス管理責任者等研修アンケート（別紙4）

C：返信用封筒（受講可否決定通知等の連絡用）

※定型郵便封筒（長形3号）に、返信先の住所、法人・団体名及び受講者氏名を記載し、82円切手を貼付したもの

（２）共通講義（平成23年度以前にサービス管理責任者研修の児童分野を修了した者で、共通講義のみ受講希望者）を受講の方

◆必要書類

A：共通講義申込書（別紙3）

B：返信用封筒（受講可否決定通知等の連絡用）

※定型郵便封筒（長形3号）に、返信先の住所、法人・団体名及び受講者氏名を記載し、82円切手を貼付したもの

6 受講者の決定

同封の返信用封筒でお送りします。

12月22日（月）までに届かない場合はお問合せください。

7 受講料 無料

8 修了証書の交付

- ①研修の全課程（3日間：共通講義＋分野別講義）を修了した場合にのみ修了証書を交付します。
- ②共通講座のみ受講対象の方は共通講義全課程（1日間）を修了した場合にのみ修了証書を交付します。

※1日でも欠席された場合は交付できません。

遅刻、早退、途中講義を抜けた場合も欠席とみなします。

※事前課題等の提出が求められたものを提出しなかった場合、白紙での提出をした方については修了証書の交付は行いません。

※居眠り、グループワークへの不参加、その他受講態度が不適切であると主催者が判断した方については、修了証書を交付しないことがあります。

9 その他

- (1) 同一事業所から複数の方の申込みをする場合は優先順位を申込書の該当欄に記載してください。
- (2) 分野別講義演習を複数分野受講される場合は、優先順位を申込書の該当欄に記載してください。

※定員を超えて申込みがあった場合は、同一事業所からの申込人数、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の配置日（配置予定日）、経過措置の終了日、相談支援従事者研修の修了状況等を考慮の上、受講を決定します。

また、他府県の事業所に在籍の方の申込みについては、県内の事業所に在籍の方を優先し、定員に空きがあればその範囲で受講決定を行います。

10 問い合わせ先

■サービス管理責任者研修に関するお問合せ (介護分野、地域生活(身体)分野、地域生活(知的・精神)分野、就労分野)

奈良県 障害福祉課 自立支援係 原背(はらせ)
0742-27-8513

■児童発達支援管理責任者研修に関するお問合せ (児童分野)

奈良県 障害福祉課 療育係 井上(いのうえ)
0742-27-8517

(ご注意ください)

■サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の配置要件について■

事業所において、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者として配置されるには、次の要件①②③を全て満たす必要があります。(この研修受講にあたっては要件を満たす必要はありません)

研修修了をもって配置要件を満たすこととはなりませんので、ご注意ください。[参考資料1参照]

①所定の実務経験(障害児者への直接支援、相談支援) [参考資料2参照]

②相談支援従事者初任者研修(講義部分)の修了

③サービス管理責任者研修、児童発達支援管理責任者研修の修了

実際に事業所で配置される場合は、事業所からの申請の際に所定の実務経験証明書、各研修の修証明書の提出が必要です。